

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年2月13日)

【件名】

- 1 第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について
(障がい福祉課) ··· 1
- 2 第6期鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画(案)の概要について
(長寿社会課) ··· 2
- 3 平成26年度鳥取県内特養待機者状況等調査の概要について
(長寿社会課) ··· 7
- 4 平成25年度鳥取県における高齢者虐待の状況について
(長寿社会課) ··· 8
- 5 届出保育施設の廃止届について
(子育て応援課・東部福祉保健事務所) ··· 9
- 6 「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂及びパブリックコメントの実施について
(青少年・家庭課) ··· 10
- 7 「とっとり若者自立応援プラン」の改訂及びパブリックコメントの実施について
(青少年・家庭課) ··· 12
- 8 平成26年度鳥取県新型インフルエンザ対策本部運営訓練の実施について
(健康政策課) ··· 14
- 9 次期「関西広域救急医療連携計画」の最終案について
(医療政策課) ··· 16

福 祉 保 健 部



第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催について

平成27年2月13日
障がい福祉課

1月22日（木）に開催された手話パフォーマンス甲子園実行委員会第4回総会において、昨年11月23日に開催した全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園に引き続き、第2回大会を平成27年秋に開催することが決定されました。

[第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催案]

- 1 目的 ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築くため全国初の「手話言語条例」を制定した鳥取県において「手話パフォーマンス甲子園」を開催し、全国の高校生が手話を使って様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 期日 平成27年9月22日（火・祝）9時30分～16時30分
(時間は出場チーム数により変動する。)
- 3 会場 米子市公会堂（米子市角盤町二丁目61番地）※席数 1,120席
- 4 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- 5 共催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- 6 特別協賛 日本財団
- 7 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 8 主な参加資格 高等学校・特別支援学校高等部に在籍する生徒
- 9 内容 手話をを使ったダンス、歌唱、演劇、コント、漫才など
- 10 プログラム
 - (1) 開会式
 - (2) 出場チーム演技（20チーム。演技時間：1チームあたり8分以内。）
 - (3) ゲスト演技（手話パフォーマー）
 - (4) 表彰式
- 11 スケジュール
 - (1) 開催要項告知 2月
 - (2) 参加申込受付期間 5月上旬～7月中旬（ビデオ提出）
 - (3) 予選審査 7月下旬（審査員によるビデオ審査）
- 12 交流会 前日に、参加チーム及び関係者による交流会を開催する。（会場：西部地区）
- 13 その他 本大会は、日本財団から実行委員会へ10分の10の助成を行い実施するものである。

第6期鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画（案）の概要について

平成27年2月13日
長寿社会課

県では、3年ごとに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画を定めており、現在、第6期（平成27年度～29年度）計画を作成作業中です。

この計画は、県が広域的な観点から取り組むべき施策を定めるものです。

なお、介護サービス量や保険料など内容の一部は各市町（広域連合）の計画を集計し盛り込むこととなっておりますが、この計画が現時点では作成中であるため、今回は県の施策を中心とした県計画について平成27年2月16日からパブリックコメントを開始予定であることを報告いたします。

1 県計画の概要 別添のとおり

（県が広域的な観点から取り組むべき施策を中心としたもの）

2 策定委員会の構成

内 訳	人 数
医師	2名
専門職（ケアマネ、看護師等）	5名
学識経験者	3名
事業者団体	3名
(市町・広域連合) 保険者	3名
地域の関係団体	4名
	計20名

3 これまでの経緯

内 容	日 程
県政参画電子アンケート実施 (介護サービスと負担に関するアンケート)	平成26年5月30日 ～6月11日
第6期鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画策定委員会(第1回～第5回)・部会の開催(計4回)	平成26年7月17日 ～2月12日
市町・広域連合(保険者)との意見交換会(計9回)	平成26年7月1日 ～11月20日

4 今後の日程

内 容	日 程
パブリックコメント実施(予定)	平成27年2月16日 ～3月7日
パブリックコメント後の調製、統計数値などを最新数値へ	平成27年3月
各市町(広域連合)において介護保険事業計画を完成	～平成27年3月
県計画策定委員会(今年度最終)において計画内容の確認	平成27年3月19日
各市町(広域連合)計画を集計・とりまとめ、県計画の全体完成	平成27年4月
県計画の完成版を常任委員会報告	平成27年6月

鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画（概要版）

平成27年2月13日
長寿社会課

第一章 策定に関する基本事項

1 計画の趣旨

少子高齢化の更なる進展を踏まえ、今後の高齢者福祉施策に関する総合的な方針を策定

2 計画の位置付け等

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」としての位置付けとともに、平成37(2025)年を見据えた「鳥取県地域包括ケア推進計画」としても位置付ける。

3 県計画の性格

県計画は広域的な観点から取り組むべき施策を定める。(介護サービス基盤の整備方針、福祉人材対策等)

4 計画期間

平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間

5 圏域の設定

保健・医療・福祉の連携を図る観点から、鳥取県保健医療計画における二次保健医療圏と同一に設定

第二章 基本目標と重点課題

1 基本目標

『鳥取型地域生活支援システムの構築 ～いつまでも住み続けられる地域をつくる～』

2 重点課題

①高齢者の在宅生活支援体制の確立

- ・支援を要する高齢者の生活実態を把握し、支援に繋げる仕組みの構築
- ・高齢者に適切に支援を行う仕組みの構築
- ・医療と介護の連携の強化

②高齢者が活躍できる場づくり

- ・元気高齢者、住民相互及び行政、医療、介護関係機関が一体となった様々な活動を通じ健康を維持し、介護を予防する仕組みの構築

③高齢者の尊厳及び安全の確保

- ・高齢者の生きがい増進や身体機能の維持など介護を予防する仕組みの構築
- ・地域福祉の担い手としての高齢者の活躍の促進

④認知症施策の充実

- ・認知症の予防、早期に発見、重度化予防に繋げる仕組みの構築

⑤必要な介護サービスの確保

- ・適切なケアにより心身機能の維持、改善が図られる仕組みの構築

⑥介護人材の確保

- ・平成37(2025)年までに介護職員を約12,200人(約2,100人純増)確保することを目標に、人材の確保(就労者の増)、定着(離職者数の減)及び育成(スキルアップ)の支援に取り組む。
- ・高齢者の生活を支援する担い手として、専門人材のほか、住民ボランティア等の参画促進

第三章 高齢者と高齢者介護を巡る状況

1 人口、高齢者数、高齢化率等

- ・鳥取県の75歳以上人口割合は、平成22(2010)年現在で全国7位。平成37(2025)年にはさらに上昇するが、上昇カーブは他県との比較上は緩やか

2 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦等世帯数の状況等

- ・高齢者夫婦等世帯数は平成22(2010)年時点では21,370世帯がピークの平成37(2025)年に約26,000世帯まで増加。
- ・高齢者単身世帯数も平成22(2010)年時点では20,864世帯が、平成47(2035)年には約27,000世帯まで増加。

3 要介護認定者数及び認定率等(いずれも2号被保険者を含む)

- ・鳥取県の要介護認定者数は、介護保険が創設された平成12(2000)年の約1.7万人が、平成25(2013)年には約3.3万人とほぼ倍増。平成37(2025)年に約3.9万人、平成47(2035)年には約4.3万人となる見込み
- ・要介護度の状況は、全国より高齢化が進展していることから、要介護度3以上の者の割合が全国平均より高く、重度化が進んでいる。

4 認知症高齢者数等

- ・本県の認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上)は平成26年(2014)4月調査数値で概ね2万人。要介護認定者に占める日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合は、平成17(2005)年4月調査で47.3%であったものが平成26(2014)年4月調査で61.1%と、年々高くなっている。

5 死くなる場所、看取り

- ・県内における死亡者数は、高齢化の進展に伴い、平成16(2004)年の6,166人に対し、平成25(2013)年は7,270人となっており、10年間で1,104人増加。
- ・在宅看取りの数は、全国同様1割強に留まるが、平成24(2012)年度の統計では、病院死が前年比4.2ポイント減の67.0%となる一方、自宅死が1.5ポイント増の13.7%となり、老人保健施設や老人ホームでの死亡者割合も増加傾向にある。

6 介護保険サービスの実施状況

①第5期計画中の状況

- ・第一号被保険者数、要介護認定者数は、ほぼ計画数値
- ・平成25(2013)年度の介護保険費用総額は、553億円で、ほぼ計画数値
- ・訪問介護等訪問系は伸びは鈍い。(本県では訪問系は通所系に比べ需要が少ない)
- ・通所介護は費用ベースで計画値を5.0%上回って整備
- ・平成24(2012)年度に導入されたサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス)は計画値を下回る。
- ・届出又は登録により整備される有料老人ホーム(住宅型)とサービス付き高齢者向け住宅が急増。合わせて1,000戸を超える整備量

②介護保険費用総額、一人当たり介護保険費用額

- ・要介護認定者の増加に伴い、介護保険費用総額は年々増加。
- ・「要介護認定者一人当たりの費用総額」も増加傾向にあり、月額では平成20年度の128,773円から平成25(2013)年度139,278円で5年間で8.2%増加
- ・「高齢化の進展によりサービスを利用する人が増えた」、「単身世帯の増加等により多数回利用する人が増えた」ことなどが影響

第四章 具体施策の推進

1 地域包括ケアシステムの構築と医療介護連携

- ①地域包括システムの構築
- ②在宅医療と介護の連携
- ③地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の普及・定着

2 高齢者の健康、生きがいづくりと介護の予防

- ①健康づくり
 - ・生涯スポーツの推進や健康マイレージ支援事業などを通じて、誰もが長く健康に過ごすための活動を支援する。
- ②高齢期の生きがいづくり
 - ・元気高齢者の方に地域の担い手として活躍いただくため、要支援者の新たな受け皿となる共生ホームや交流サロンなどでの活動を目的としたボランティアの育成に取り組む。
- ③介護予防
 - ・高齢者の地域での居場所と活躍の場づくりに関する市町村の取組を支援する。

3 住民参加によるいつまでも暮らし続けられる地域づくり

- ①いつまでも暮らし続けられる地域づくり
 - ・医療や介護保険制度などのフォーマルな支援の充実とともに、地域の絆をベースにした住民の助け合い「地域支え愛活動」を推進。
- ②とっとり支え愛基金
 - ・平成23年度に創設した「とっとり支え愛基金」を活用し、引き続き地域住民や市町村、市町村社協、NPO法人、ボランティア団体などが行う支え愛の仕組みづくりや事業の立ち上げを支援。
(例) 見守り活動、サロンの整備、配食など
- ③介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・地域の実情において多様なサービスが提供できるよう、市町村の取組を支援。
- ④生活支援コーディネータの養成
 - ・高齢者の在宅生活を支えるため、地域の生活支援サービスを創出し、支援につなげる「生活支援コーディネーター」を養成。

4 認知症施策の充実

- ①認知症の予防と早期発見
 - ・高齢者への認知症予防と早期発見に関する啓発を進める。
 - ・早期発見に向けた、市町村におけるスクリーニングの実施の促進を図る。
 - ・認知症の早期発見と対応のため認知症疾患医療連携体制の強化を図る。
 - ・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置の推進を図る。
- ②認知症の人と家族の支援
 - ・認知症に関する電話相談（委託）や認知症家族の集いなどの取組を引き続き実施。
 - ・「オレンジカフェ」や「地域サロン」などの地域支援事業の促進
 - ・認知症サポーター制度の普及促進
 - ・認知症行方不明者に対する捜索連携体制等の整備促進

③認知症の対応に係る人材の配置と養成

- ・認知症サポート医等の養成
- ・認知症に関する各種専門職（認知症地域支援推進員、介護支援専門員等）の養成

④若年性認知症対策

- ・自分の居場所や役割を見いだし、自立生活へ向けた支援を行う。
- ・本人に必要な地域資源等をつなぐコーディネータの配置を行う。

5 高齢者の権利と尊厳の確保

①相談体制の充実

- ・県に寄せられる相談に対し、適切な対応を行うとともに、研修や指導を通じ、保険者、地域包括支援センター、事業者等に適切な対応の促進を設置図る。

②権利擁護・成年後見制度の普及

- ・市町村の社会福祉協議会を主体とした地域密着型の権利擁護体制の確立を目指し、関係機関で継続して協議を行う。
- ・市民後見人の養成については、各圏域で市町村と成年後見支援センターとの連携のもと協議を進めること。

6 介護サービスの確保と施設・住宅の整備

- ・超高齢化社会を迎えるにあたり、今後も高齢者に適かつ効果的な介護が確保されるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、必要な住宅サービスの充実が必要。
- ・特に、中山間地の「訪問看護」や、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」など、不足しているサービスの創出の支援を促進。
- ・有料老人ホーム（住宅型）とサービス付き高齢者向け住宅等の施設整備は、市町村と連携して適切な設置運営を促進。

7 福祉人材対策（平成37（2025）年に向けたグランドデザイン）

①福祉人材を巡る現状

- ・本県は、介護職員のうち介護福祉士の割合が高い。
- ・介護職員の離職率は16.1%（平成20年から平成24年の平均）で、離職者のうち35.0%は引き続き介護職場に転職している。

②介護職員の確保に関する数値目標

- ・要介護認定者数が平成24（2012）年度から平成37（2025）年度に約1.21倍になると見込まれ、現在と同程度の配置をもとに介護を行うとすれば、介護職員は約12,200人（2,100人純増）必要。
- ・過去の実績を踏まえ、離職率を年15%、同じ介護現場への転職率を35%とし、毎年、約1,200人程度の新規就労を目標に、毎年約150人程度純増させていく。

③福祉人材の確保

- ・就労者の増を図るために、介護福祉士等修学資金貸付制度や、中高生の夏休み介護体験によるイメージアップ、子育て世代等の参入促進等の取組を行う。
- ・また、離職の防止を図るために、小規模事業所グループへの支援や魅力ある職場づくりの取組等を進める。

④ケアの質の向上

- ・介護職員のスキルアップを図るために、各種研修の実施、支援により人材育成を行う。

平成26年度鳥取県内特養待機者状況等調査の概要について

平成27年2月13日
長寿社会課

県では、特別養護老人ホームの整備の必要性の判断及び要介護認定者（中重度）の生活状況を把握することなどを目的に、毎年特養待機者調査を行っています。本年度の報告を取りまとめたので報告します。

1 調査基準日 平成26年8月1日

2 調査の方法

- ①各特養より、申込状況の報告を受け、全県の一覧を作成。
↓
- ②複数施設に申し込みを行っている者等を長寿社会課で名寄せし、一覧を作成
↓
- ③各保険者が住民基本台帳との照合を行い、死亡者などの整理を行い、基準日時点での特養申込者の実数を確定。待機場所は、各特養の把握状況を基本に、可能な範囲で保険者が補正。

3 調査結果

(1) 入所申込者数等の推移

入所申込者数は昨年調査より118人増加し2,960人。ただし、県が「待機者数」として整理しているのは、「在宅の申込者(軽度者等を除く)」であり480人。昨年度の520人から40人減少した。この傾向は、単身高齢者が増加する中、認知症などのため在宅での暮らししが困難で、一旦認知症高齢者グループホームなどに入所し、その後特養に入所申込みをされる方が増えているためと思われる。

()は、昨年度の数値

入所申込者(※1)	2,960人 (2,842人) [東部1,313(1,271)、中部495(458)、西部1,152(1,113)]
うち軽度者等を除いた数(※2)	2,509人 (2,402人) [東部1,058(1,022)、中部427(383)、西部1,024(997)]
うち在宅の待機者	480人 (520人) [東部 288(297)、中部 52(52)、西部 140(171)]

※1 県外からの申込者(107名)を除外

※2 「軽度者等を除く」とは、ケアマネージャー等が記入する入所判定選考調査票のうち、「在宅生活継続の可能性」欄において「極めて困難」または「在宅生活サービスを利用していても在宅生活に支障がある」のいずれかにチェックがある者のみを計上。以下、本報告書において同じ。

(2) 入所申込者の所在

入所申込者数(県内のみ)のうち軽度者を除いた2,509人の所在は次のとおり。

単位：人			
自宅(親戚宅を含む)	480	サービス付き高齢者向け住宅(旧高専賃を含む。)	37
老人保健施設	811	養護老人ホーム	23
認知症高齢者グループホーム	185	他の特別養護老人ホーム(地域密着型特養を含む)	16
ショートステイの長期宿泊又は頻回利用	122	その他の社会福祉施設等	14
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	94	一般病棟	223
小規模多機能型居宅介護施設又は複合型施設での宿泊	64	医療又は介護療養病床	221
デイサービスでの宿泊	55	精神科病棟	69
ケアハウス(軽費老人ホームを含む)	40	※病棟区分不明	55

平成25年度鳥取県における高齢者虐待の状況について

平成27年2月13日

長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、平成25年度の鳥取県内の高齢者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので報告します。本調査は、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

1 概要

- ・高齢者虐待に係る相談・通報対応件数は176件であった。
- ・そのうち、81件が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」であった。
- ・81件のうち、80件が「養護者による高齢者虐待」であった。
- ・虐待の種別でみると、「身体的虐待」が最も多く、ついで「心理的虐待」、「放棄・放置」となっている。

2 相談・通報対応件数

区分	養護者による 高齢者虐待	養介護施設従事者等 による高齢者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 (窓口別件数)	168件 (140)	8件 (3)	176件 (143)
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	80件 (72)	1件 (1)	81件 (73)

※()内は、前回調査結果(H24年10月1日～H25年3月31日)の件数

3 虐待の種別

区分	養護者による高齢者虐待の 被虐待者数	養介護施設従事者等による 高齢者虐待の被虐待者数	合計
虐待の種別 (重複有り)	身体的虐待 52人(48)	0人(0)	52人(48)
	性的虐待 2人(1)	0人(0)	2人(1)
	心理的虐待 31人(28)	2人(0)	33人(28)
	放棄・放置 23人(22)	0人(1)	23人(23)
	経済的虐待 18人(22)	0人(0)	18人(22)
合計	126人(121)	2人(1)	128人(122人)

※()内は、前回調査結果(H24年10月1日～H25年3月31日)の人数

※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数81件と一致しない。

4 今後の県の取組

引き続き、「高齢者虐待防止に向けた啓発」や「高齢者虐待防止のための研修」等を実施する。

届出保育施設の廃止届について

平成27年2月13日
子育て応援課
東部福祉保健事務所

児童福祉法第59条第6項の規定により平成26年12月28日付けで事業停止命令を行った届出保育施設から廃止届が提出されましたので、報告します。

また、今回の事業停止命令を受けて、県内の届出保育施設への緊急立入調査を実施しましたので、その結果を併せて報告します。

1 届出保育施設の廃止届について

(1) 廃止届を提出した保育施設

施設名：保育所あいう

住 所：鳥取県鳥取市湖山町東2丁目165

園 長（設置者）：保木本 伸一（ほきもと しんいち）

定 員：20人

(2) 廃止年月日

平成27年1月22日

(3) 届出受理年月日

平成27年1月23日

(4) 廃止理由

事業再開の予定が未確定のため

2 届出保育施設の緊急立入調査について

(1) 時期

1月15日（水）～29日（木）

(2) 対象

県内21の届出保育施設のうち、今年度利用実績のある18施設

(3) 実施機関

東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局

(4) 調査結果

あらかじめ施設との日程調整を行わず、「虐待の有無」「職員配置」について以下のとおりに調査

調査項目	方 法	結果
虐待の有無	児童相談所職員による保育従事者及び管理者への聞き取り。	虐待の事実なし。
職員配置	直近1ヶ月の職員配置の状況を関係帳簿により確認。	急な利用申込みの受け入れにより一時的に保育従事者が不足する時間帯がある施設があったが、問題となるような事案はみられなかった。

「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂及びパブリックコメントの実施について

平成27年2月13日
青少年・家庭課

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、平成22年3月に策定した「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」は、平成27年3月をもってその計画期間が終了することから、引き続きひとり親家庭等の実態に即した自立支援施策を推進するため、「ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、世代間の貧困の連鎖を解消し、児童の健やかな育成が実現できる社会づくり」を基本理念に、当事者や関係機関の意見を集約しながら計画の改訂を行っています。

この改訂にあたり、ひとり親家庭等の支援の方向性や内容について広く県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 計画の概要

(1) 計画期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 現行計画の構成

国の基本方針にならい、「子育てや生活支援の充実」、「就業支援の推進」、「養育費の確保及び面会交流の推進」及び「経済的支援の充実」の4本柱を基本目標とし、それぞれの項目ごとに現状と課題を整理して具体的な支援施策を定めている。

①子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら就業できるよう、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、公営住宅への優先入居など子育てや生活面で支援するとともに、相談機能の充実を図る。

②就業支援の推進

ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出などの支援の充実を図る。

③養育費の確保及び面会交流の推進

ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、養育費や面会交流の取決め等の促進に関する啓発等を行う。

④経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図る。

2 計画の改訂方針と主な改訂内容

基本目標は現行どおりとし、「平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査」を基礎資料として、計画策定委員会の有識者等の意見を踏まえながら改訂を行う。

基本目標	課題・現状	主な計画の改訂内容
子育てや生活支援の充実	ひとり親家庭の相談支援を中心となって担うべき母子父子自立支援員の認知度が低く、異動もあって知識が蓄積されていない。	母子父子自立支援員の研修体制を強化し、母子父子自立支援員の資質向上を図る。
	子どもの学習面まで目を向ける余裕がなく、家庭での学習習慣が身につかないことが多い。	市町村のひとり親家庭学習支援事業の実施促進、学習会場までの送迎支援の実施。
	各種ひとり親家庭支援施策の周知が不十分。	ひとり親家庭支援施策を紹介するスマートフォンサイト等を開設し、広くひとり親家庭に対して事業の周知を行う。
就業支援の推進	ひとり親家庭の約9割が就業しているが、雇用形態は、特に母子家庭においてパート勤務の割合も高い。	就業に有利な資格取得を促進するため、国家資格取得のために修業する際の給付金の支給期間を延長する。(高等職業訓練促進継続給付金)
交流及び面会の確実化の推進	養育費及び面会交流の取り決めや実施が進んでおらず、相談も行っていないひとり親家庭が多い。	子どもの健やかな成長のための養育費及び面会交流の理解を深めるための啓発を推進するとともに、母子父子自立支援員の相談機能を強化する。
支援の経済的充実	各種経済的支援制度について周知が進んでいない。	(再掲)ひとり親家庭支援施策を紹介するスマートフォンサイト等を開設し、広くひとり親家庭に対して事業の周知を行う。

3 改訂の経過及び今後のスケジュール

期日	事項
H26.3.27	市町村におけるひとり親家庭支援施策の実施状況照会
H26.4.2	鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置
H26.9.29	第1回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会の開催
H26.11.4	第2回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会の開催
H27.1.14	関係者、関係課、市町村照会：鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の改定案について
H27.2.16 ～3.2（予定）	パブリックコメントの実施
H27.3.5	第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会の開催、成案検討
H27.3.10	パブリックコメント実施結果の常任委員会報告

＜参考＞ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員の主な意見

項目	主な委員の意見	計画(案)への反映状況
子育てや生活支援の充実	様々な支援策はあるが、どこに相談すればよいか分かりにくい。各支援施策や機関をつなぐコーディネーターの存在が必要ではないか。	各福祉事務所に配置の母子父子自立支援員がコーディネーターの役割を果たすよう、母子父子自立支援員の研修体制を強化し、母子父子自立支援員の資質向上に努める。
	ひとり親家庭の子どもの学習支援を内容に入れてほしい。	ひとり親家庭の学習支援について全県的に広がるよう働きかけるとともに、学習会場までの送迎支援を実施する。
	日常生活支援事業について、使いやすい制度にしてほしいし、制度の内容について周知が進んでいない。	日常生活支援事業の支援員研修を行い、支援体制の強化を図る。 スマートフォンサイト等を開設し、ひとり親家庭への情報発信を強化する。
就業支援の推進	就業中のキャリアアップを諦めなくてすむよう支援できる体制が必要。	就業中のキャリアアップ等のために、就業支援講習会を開催する。就業に向けたキャリアアップとしては、就業に有利な資格取得の促進を図る。
	ハローワークではマザーズコーナー等で子育て中の方の就業支援を行っているので活用してほしい。	ハローワークと連携した就業支援を実施する。
養育費の確保及び面会交流の推進	取り決め等が進んでいない。	子どもの健やかな成長のための養育費や面会交流について、ひとり親の理解を深めるための啓発を強化する。
経済的支援の充実	貸付等の様々な制度が整えられているが、その内容については知られていない。制度の周知徹底が必要。	(再掲)スマートフォンサイト等を開設し、ひとり親家庭への情報発信を強化する。
	ファミリー・サポート・センター事業について、利用料が高くて使えない。	ファミリー・サポート・センター事業をはじめとした、市町村における保育サービスの利用料の減免を促進する。
その他	5年計画であるのに、5年後の目指すべき姿が見えない。5年後に施策の評価をするためにも、目標値を設定して実効性のある計画にした方が良い。	5年後に評価できるよう、目標値を設定。

「とっとり若者自立応援プラン」の改訂及びパブリックコメントの実施について

平成27年2月13日
青少年・家庭課

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」は、平成26年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、子ども・若者の自立を応援するために県の取組の方向性を示すとともに、その推進を図るため、同プランの改訂を行っています。

この改訂にあたり、「子供・若者の自立に必要と考えられるもの」「子供・若者を応援するにあたり県が取り組むべき施策」などについて広く県民の皆様から意見をいただくよう、パブリックコメントを実施します。

1 プラン改訂（案）の概要

（1）計画期間

平成27年4月～平成30年3月

（2）対象

概ね10～20歳代までのすべての方及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有する方

（3）構成

「青少年の巣立ちを応援（①～④）」「困難な状況からの自立（⑤⑥）」の2本柱を基本とし、以下の6項目で構成

①職業生活のスタートを応援

若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会を確保する。

②様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備

子供・若者が芸術、文化、スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を整備する。

③互いに支え合う関係づくり

社会に関わりながら様々な体験を積むことにより、子供・若者が地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境を整備する。

④被害者にも加害者にもならないための支援

子供・若者が被害者にも加害者にもならないよう、安全に暮らすための知識を身につけるとともに、安心して生活できる環境を整備する。

⑤困難な状況に応じた青少年と家族への支援、⑥支援の質の向上

貧困、不登校・ひきこもりなど様々な困難な状況にある子供・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を図る。

2 計画の改訂方針と主な改訂内容

体系は現行どおりとし、若者を対象とした意見交換会や県政参画電子アンケートによる若者の声を参考に、青少年問題協議会委員の意見を踏まえ改訂を行う。

体系	現状・課題等	主な改訂内容
青少年の巣立ちを応援	職業生活のスタートを応援	・雇用のミスマッチによる早期離職 ・インターンシップなどの機会の拡充
	様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備	・情報提供サイト（ポータルサイト）の充実 ・若者の活動を後押しする取組の推進
	被害者にも加害者にもならないための支援	・近年の社会問題に対応した支援の推進
から の 困 難 な 状 況	困難な状況に応じた青少年と家族への支援、支援の質の向上	・中間的就労の場の確保に向けた取組を推進 ・貧困の連鎖防止のため、教育の支援、経済的支援を推進

3 改訂の経過及び今後のスケジュール

期日	事項
H26. 5. 15	平成26年度第1回鳥取県青少年問題協議会の開催 「とっとり若者自立応援プラン」検討部会の設置
H26. 7. 18	若者意見交換会（第1回）の実施（対象：大学生等）
H26. 7. 24	若者意見交換会（第2回）の実施（対象：県内で活動する団体・グループの関係者等）
H26. 7. 16 ～7. 28	県政参画電子アンケートの実施
H26. 8. 1	若者意見交換会（第3回）の実施（対象：社会人）
H26. 10. 23	第1回「とっとり若者自立応援プラン」検討部会の開催
H26. 11. 28	第2回「とっとり若者自立応援プラン」検討部会の開催
H27. 1. 26	関係者、関係課、市町村照会：とっとり若者自立応援プランの改訂案について
H27. 2. 16 ～3. 2（予定）	パブリックコメントの実施
H27. 3. 2	第3回「とっとり若者自立応援プラン」検討部会 及び 平成26年度第2回青少年問題協議会の開催、成案検討
H27. 3. 10	パブリックコメント実施結果の常任委員会報告

＜参考＞若者意見交換会及び県政参画電子アンケートの結果を踏まえた部会意見の反映状況

体系	主な意見・課題等	プラン（案）への反映
青少年の巣立ちを応援	職業生活のスタートを応援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労へのステップとしての中間的就労の場の確保が課題。 インターンシップや職場体験の受入先確保について、支援や企業の協力があるとよい。
	様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 若者が参加できるイベントや若者主催のイベント等の情報を一本化してほしい。 若者が主体となって企画し、やりたいことができるよう、後押しすることが大切。
	互いに支え合う関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に参加するには、受入団体の情報や、受入側と参加者側とのコーディネートが求められている。
	被害者にも加害者にもならないための支援	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用環境（ペアレンタルコントロール）、薬物濫用（危険ドラッグ）等、新たに注目されている問題もある。
困難な状況からの自立	困難な状況に応じた青少年と家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労と福祉就労との間に位置するような中間的就労の場の確保が課題。 中間的就労の例を示してはどうか。
	支援の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 他県に比べ良い連携ができている。今後、潜在化している問題への対応が課題。

平成26年度鳥取県新型インフルエンザ対策本部運営訓練の実施について

平成27年2月13日
福祉保健部健康医療局健康政策課
危機管理局危機対策・情報課

本県における新型インフルエンザ等対策における各部局の対応を確認するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条に基づき、鳥取県新型インフルエンザ対策本部運営訓練を以下のとおり実施しました。

1 日時

平成27年2月2日（月） 11時～12時

2 場所

災害対策本部室、東部庁舎、中総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター（テレビ会議利用）
※ 市町村、各消防局及び陸上自衛隊第8普通科連隊には、衛星テレビで放映

3 参加者

知事・副知事・統轄監・全部局長・会計管理者・病院事業管理者・企業局長・教育委員会・警察本部・総合事務所長・東部振興監・東部福祉保健事務所長等
※ 知事は西部総合事務所で参加

4 訓練概要

- ・1月23日に実施された政府訓練に関連（※想定等を政府訓練にあわせる。）した県独自訓練として、鳥取県新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、国内発生期における県の対応方針案及び本県に緊急事態宣言が出された際に実施する緊急事態措置の内容について検討した。
- ・政府訓練を参考にして国内発生を想定するとともに、隣県で新型インフルエンザが発生し本県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことを想定した。

5 訓練の進行

- 想定した状況の説明
 - ・新型インフルエンザの発生状況
 - ・政府の対応状況
 - ・県のこれまでの対応状況
- 対策本部の開催
 - ・本県の対策の検討（基本的な対応方針案、緊急事態措置実施計画案）
 - ・県民の皆様へのメッセージ
- 専門家アドバイザーのコメント（鳥取大学医学部 景山教授）
- その他：鳥インフルエンザ（H7N9）の現状
- 知事総括

〔主な発言とそれへの対応〕

<景山教授>

- ・多臓器不全になれば便からウイルスが排出されるので、飛沫以外の対策（消化器症状の情報提供と相談対応等）が必要。
⇒ 医療機関に対しては、新型インフルエンザの症例定義にあれば追加して明確化し、周知する。県民に対しては、患者便からの感染予防についても、広報に追加する。
- ・感染防護具を装着して診察した医療従事者を、濃厚接触者として扱うかどうか検討すること。
⇒ 適正な感染防護具を装着して診察した場合は、接触者として取り扱わない方向で、関係機関と調整する。

<知事>

- ・急な発熱のある人は、直接医療機関に行かずに、まず保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡するようはっきりとしたメッセージを出すこと。
 - ⇒ 新型インフルエンザが流行すれば、急な発熱で新型インフルエンザを疑うことになるので、臨床症状の基準を速やかに整理し医療機関での適切な受診誘導ができる態勢を整備して、急な発熱の場合も必ず保健所に連絡、相談後に受診することを明確にした広報をする。
- ・流行地の情報をもっと出して、不要不急の旅行は控えるよう伝えること。
 - ⇒ 流行地の情報をとりまとめ、状況に応じて不要不急の旅行自粛をするよう広報する。
- ・もっと2009年の事例を振り返り、想像力をもった具体的な対応を考えること。
 - ⇒ 2009年の対応実績を検証し、今後の対策や新型インフルエンザ等対応マニュアルの修正等に活かす。

次期「関西広域救急医療連携計画」の最終案について

平成27年2月13日
医療政策課

12月17日の本常任委員会で、次期「関西広域救急医療連携計画」（以下「計画」という。）の中間案を御報告したところですが、その後、第53回関西広域連合委員会での協議やパブリックコメントを経て、また、関西広域連合構成団体の修正意見が反映され、最終案がとりまとめられましたので御報告します。

今後、最終案は3月1日の関西広域連合議会に議案として上程されますが、可決された場合は、関西広域連合及び各構成団体は、平成27年度から29年度の3年間、本計画に基づき広域医療連携のさらなる推進を図るための取り組みを進めていくこととなります。

1 計画策定の趣旨

計画は、「関西広域連合広域計画」に基づき、広域医療分野として実施する関西の府県域を越えた広域救急医療連携に関する関西広域連合及び構成団体の取組等を定める分野別計画です。

関西広域連合は、計画に基づき、構成団体と連携して「ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実」や、東日本大震災の課題を踏まえた「広域災害医療体制の整備・充実」に取り組んできました。

現行の計画は平成24年3月に策定されましたが、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、また、計画の期間（平成24～26年度）満了に伴い、今後の広域医療連携の更なる推進を図るために、次期計画（平成27～29年度）の策定を行うものです。

2 中間案からの主な修正点

構成団体の修正意見に基づく技術的修正のほか、第53回関西広域連合委員会での平井知事の危険ドラッグに係る意見を踏まえ、以下の下線部のとおり修正されました。

箇所	中間案	→	最終案
P35	<p>1 薬物乱用防止対策</p> <p>広域連合圏域内においては、「危険ドラッグを許さない」との機運の醸成を図り、取締機関を含む合同研修会を実施するなど、「危険ドラッグ」の撲滅に向け、府県域を越えた体制で取り組む。</p>	→	<p>1 薬物乱用防止対策</p> <p>広域連合圏域内においては、「危険ドラッグを許さない」との機運の醸成を図り、「薬物リスト」、「標準品リスト」、「危険ドラッグ買い上げ品目」等の情報共有をはじめ、取締機関を含む合同研修会を実施するなど、「危険ドラッグ」の撲滅に向け、府県域を越えた体制で取り組む。</p>

3 パブリックコメント結果

(1) 意見募集の期間

平成26年12月10日（水）～平成27年1月5日（月）

(2) 寄せられた意見

ア 意見提出者数 1名

イ 意見件数 1件

ウ 意見内容 ドクターヘリ事業に関するものだが、意見の公表を望まないもの（関西広域連合に対する応援的内容）。

4 現行計画から次期計画（最終案）への主な改正点

H24～26 体制整備	H27～29 体制充実・強化
<ul style="list-style-type: none"> ○ドクターへリを活用した広域救急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県ドクヘリ及び兵庫県ドクヘリを関西広域連合へ事業移管し 5 機体制で運航 ・ランデブーポイントの整備 ・搭乗人材育成プログラムの整備 ○災害時における広域医療体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターの整備 ・関西広域応援・受援実施要綱策定 ○その他広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグに関する合同研修会の実施 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ドクターへリを活用した広域救急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・京滋（けいじ）ドクヘリの導入 ・ドクターへリ 6 機体制による「30 分以内での救急搬送体制」の確立 ・複数機のドクターへリにより補完し合う「相互応援体制」の充実 ・ランデブーポイントの充実 ・搭乗人材の育成 ○災害時における広域医療体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターの養成 ・広域による実践的な訓練の実施 ○その他広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグの撲滅に向けた連携強化（「危険ドラッグを許さない」との機運醸成、薬物リスト等の情報共有、合同研修会等）

5 計画（最終案）概要

計画（最終案）概要については、以下のとおりです。

なお、計画（最終案）本体については、別添「関西広域救急医療連携計画（H27～H29）（最終案）」を御参照ください。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨、基本的な考え方

- ① わかりやすく、具体性のある計画
- ② 進化・成長する計画
- ③ 大規模災害の発生に備えた計画

2 計画期間

平成27年度から平成29年度の3年間（必要に応じ見直し）

第2章 目指すべき将来像

1 基本理念

「安全・安心の医療圏“関西”」の実現

2 関西が目指す将来像

- 「3次医療圏」を越えた、新たな概念となる「4次医療圏・関西」を構築・推進する。
 - ①いつでも、どこでも安心医療「関西」
 - ②ひろがる安心医療ネットワーク「関西」
 - ③「助かる命を助ける」しっかり医療「関西」

3 今後の取組検討事項

- ①広域的ドクターへリの配置・運航
- ②広域災害医療体制の強化
- ③広域救急医療連携の仕組みづくり

- ④医師、看護師等の人材育成及び確保
- ⑤合同訓練の実施
- ⑥普及啓発事業の実施

第3章 ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実

1 ドクターヘリによる「30分以内での救急搬送体制」の確立

○「30分以内での救急搬送」の確立を図るため、「京滋（けいじ）ドクターヘリ」の早期導入を図る。

※京滋ドクターヘリ：済生会滋賀県病院を基地病院とし、滋賀県全域及び京都府南部を運航範囲とするドクターヘリで、平成27年度に運航開始予定。

2 ドクターヘリ搭乗人材の育成

○安定的な運航体制の確保のため、ドクターヘリ搭乗人材の育成を図る。

3 広域的ドクターヘリの配置・運航体制

①関西広域連合管内における一體的な運航

府県域を越えた柔軟な運航により、効率的な運航体制の充実を図る。

②臨時離着陸場（ランデブーポイント）の充実

関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図る。

③関西広域連合の近隣県におけるドクターヘリとの連携

広域連合近隣県のドクターヘリとの連携を積極的に進めていく。

④各府県消防防災ヘリ等との連携

「ドクターヘリ的運用」が行われている消防防災ヘリや、夜間運航が行われている「自衛隊ヘリ」との連携強化を図る。

(新) ⑤ドクターヘリの運航に関する検討組織

「ドクターヘリ関係者会議」において、様々な課題について検討・検証を行う。

(新) ⑥合同訓練の実施

複数機のドクターヘリ等による合同搬送訓練を実施する。

⑦運航時間の延長及び夜間における運航

運航時間の延長も含め、夜間運航の可能性について検討を行う。

第4章 災害時における広域医療体制の強化

1 「災害医療コーディネーター」の養成

(新) ○被災地における医療支援活動において、被災地医療を統括・調整する「災害医療コーディネーター」の養成を図る。

2 広域的な災害医療訓練の実施

○実践的な災害医療訓練を実施し、「災害対応力」の強化を図る。

3 災害時における医療支援活動の確立

(新) ①薬剤、医療資機材の確保

大規模災害時における薬剤師活動に関する知識の習得を図る。

(新) ②DPAT 先遣隊の整備

大規模災害等の後に被災者等に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT先遣隊）」について設置を進める。

(新) ③「災害闇死」に対する取組

大規模災害発生時において、被災後の「防ぎ得た災害死」をなくすため、平時からの医療提供体制の構築に向けた検討を行う。

4 災害時における広域連合管内ドクターへリの運航体制

①災害時における広域連合管内ドクターへリの運航のあり方

「被災地支援」と「広域連合管内救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、管内ドクターへリの運航調整を行う。

(新)②ドクターへリ運航会社の予備機の活用

災害時には、被災地支援により広域連合管内における医療サービスの低下を招くことがないよう、「ドクターへリ運航会社の予備機」を活用する。

5 緊急被ばく医療における広域連携

○広域防災局と連携を図り、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討を行う。

第5章 課題解決に向けた広域医療連携体制の充実

1 薬物乱用防止対策

(新)○「危険ドラッグ」の撲滅に向け、広域連合圏域内においては、「危険ドラッグを許さない」との機運の醸成を図り、合同研修会を実施するなど、府県域を越えた連携体制で取り組む。

2 広域医療連携体制の検討及び運用

(新)①周産期医療の連携体制の構築

(新)②高度医療専門分野における広域連携

3 広域医療連携に係る調査研究及び広報

(新)○広域で連携して取り組むことで高い効果が期待できる項目について、調査研究を行う。

関西広域救急医療連携計画の概要(案) 計画期間:平成27年度～平成29年度

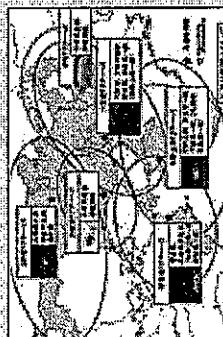
広域医療局

広域計画 (H26～H28)	重点方針 ①「関西広域救急医療連携計画」の推進 ②広域救急医療体制の充実	③災害時ににおける広域医療体制の整備・充実 ④新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築
分野別計画 (H23～H26)	現行計画 ①5機のドクターヘリによる運航体制の実現 ②関西広域応援・受援実施要綱策定 ③災害医療コードイネーターの整備	次期計画 (H27～H29) ①ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実 ②災害時ににおける広域医療体制の強化 ③課題解決に向けた広域医療連携体制の充実

関西2千万府民・県民の「助かる命を助ける！」 「安全・安心の医療圏“関西”」の実現

ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実

府県域を越えたドクターヘリの連携

- ◆「京滋ドクターヘリ」H27年度運航開始
 - ◆6機体制による「30分以内での救急搬送体制」の確立
 - ◆近隣県ドクターヘリとの連携
 - ◆自衛隊ヘリヒビの連携
 - ◆搭乗人材の育成
 - ◆ランデブーポイントの充実
 - ◆運航時間延長及び夜間運航検討
- 

課題解決に向けた広域医療連携体制の充実

危険トラック対策

- ◆「全国統一規制」に向けた緊急提言
- ◆合同研修会の実施→連携体制強化
- ◆緊急アピール発出
- ◆医薬品医療機器等法(旧薬事法)改正による対策強化

災害時における広域医療体制の強化

東日本大震災における医療支援

- ◆「南海トラフ巨大地震」に備えて！！
- ◆限られた医療資源を最適配分する「コーディネート機能」が不可欠
- ◆被災地医療を統括する「災害医療コ-ンソーシアム」の養成

- ◆災害医療訓練の実施
- ◆薬剤・医療資機材の確保、薬剤師の災害医療訓練参加
- ◆「DPAT」先遣隊の設置

周産期医療の連携体制構築

高度医療分野における連携

- ◆情報共有
- ◆広報啓発
- ◆ジェネリック医薬品普及促進
- ◆臓器移植推進
- ◆アルコール依存症対策